

総務部税務課からのお知らせ

■平成24年度住民税の主な変更点—扶養控除の見直し—

子ども手当の創設及び高校の実質無償化に伴い、所得税及び住民税の年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分が廃止されます。詳しくは次のとおりです。

※所得税は平成23年分から、住民税は平成24年度分から適用されます。

対象	所得税		住民税	
	廃止前	廃止後	廃止前	廃止後
年少扶養親族(0歳から15歳まで)に対する扶養控除の廃止	380,000円	0円	330,000円	0円
特定扶養親族(16歳から18歳まで)に対する扶養控除の上乗せ部分の廃止	630,000円	380,000円	450,000円	330,000円

※ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

総務部税務課 町県民税係 TEL945-4729 (内141・142)

北那覇税務署からのお知らせ

e-Tax
でデータ送信!

又は
書面で提出!

便利な 申告書の作成は 国税庁ホームページの

「確定申告書等作成コーナー」で!!



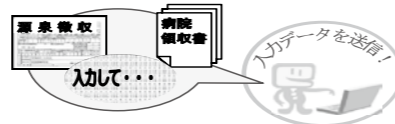
国税庁ホームページの「確定申告作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力することで、税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。作成したデータは、「e-Tax(国税電子申告・納税システム)」を利用して提出できるほか、印刷して書面により提出することもできます。

また、所得税の確定申告の手引きや申告書用紙等は、国税庁ホームページからダウンロードできますので、ご活用ください。

期限間近になりますと、窓口が大変混雑し、長時間お待ちいただくことが予想されます。申告書はご自分で作成して、できるだけお早めに提出してください。

国税庁ホームページ 確定申告 検索

e-Tax の利用に際しては、電子証明書の取得(手数料が必要。また、有効期限は3年間。)、ICカードリーダーの購入などの事前準備が必要です。



納期限と振替納税の利用について

確定申告による所得税の納期限は、平成24年3月15日(木)です。申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知書による納税のお知らせはありません。納付には便利な振替納税をご利用ください。

お問い合わせ：北那覇税務署 (代表番号)098-877-1324

西原町給水工事指定店 水まわりの非常事態には

(有)ゆいまーる水道

年中無休 見積無料 ☎0120-049-939



「ナスミバエ」の防除にご協力を!

主にナス科野菜(トウガラシ・ナス・ピーマン・トマト)の果実を食害する害虫「ナスミバエ」が、平成22年に沖縄本島で確認されました。ナス科野菜を栽培している農家は、十分に防除対策を行ってください。また、被害果実を発見した場合はご連絡ください。

【成虫の見分け方】



【防除方法】

- 施設栽培(ビニルハウス等)
 - ・防虫ネット(1.6mm以下)やカーテン等を設置し、外部からの混入を防止する。また、施設周辺の除草をする。
 - ・果実の残さを廃棄する場合は、1ヶ月ほど密閉してから廃棄する。
- 露地栽培
 - ・防虫ネット(1.6mm以下)で覆うか、袋掛けする。
 - ・圃場や周辺の除草をする。
- 出荷時
 - ・出荷前に収穫した果実の選定を十分にしておき、搬送時にネット等で覆う。

お問い合わせ：建設部産業課 ☎945-4540

【ニシバル歴史の会】「^{むらみぐ} 柵原邑廻り」に参加しませんか?

「ニシバル歴史の会」が開催する地域散策第1弾。今回は昔の生活跡が残る字柵原を回ります。ガイドの案内・説明を聞きながら、地元を知る絶好の機会です。ぜひご参加ください。

【日時】平成24年1月21日(土)8:30集合

【集合場所】安室卵直売所(字柵原)

【参加費】300円(保険料等)

【対象】町内外、老若男女問わずどなたでも可。

【受付】要事前申込み。(保険加入と人数把握のため)

【主催】ニシバル歴史の会・西原町教育委員会

申込み・お問い合わせ 教育委員会教育部生涯学習課 ☎945-5036



町・県民税(4期分)は1月31日(火)が納期限です

- 納め忘れのないよう、期限内納付をよろしくお願いいたします。
- 町・県民税は、前年の所得に対して課される税です。
 - 口座振替を利用すると納期を気にすることなく便利です。
 - 延滞金の加算は、法定納期限内に納めた納税者との公平性を保つためのペナルティーです。
 - 滞納が続きますと、預金差押等滞納処分を行う場合があります。今年の4月から、納付期限を1日でも過ぎた納付書は金融機関で受け取りません。
- 納め忘れのない口座振替に切り替えましょう。申請書は、町内各金融機関もしくは総務部税務課窓口にありますので、必要事項を記入の上、口座開設先支店にご提出ください。

平成23年度各税目の納期限

税目	納期	第一期	第二期	第三期	第四期
町県民税		6月30日	8月31日	10月31日	平成24年1月31日
固定資産税		5月2日	8月1日	12月27日	平成24年2月29日
軽自動車税		5月31日			

※※※重複納付にご注意ください※※※
当初納付書と督促状等で同一期の税金を、重複払いするケースが発生しています。納付期限を過ぎて支払う際は注意しましょう。また、領収書等はまとめて控えてください。

お問い合わせ／総務部 税務課 徴収・収納係 ☎945-4729